

飲食物のバザー開催時は「バザー等開催届」の提出を！

地域や学校等の行事で、食品営業者以外の方が飲食物の提供を行う場合は、「バザー等開催届」の提出をお願いします。QRコードからバザー等開催時の衛生管理ポイント・注意点についての動画を視聴し、衛生管理に努め、安全安心な食品を提供してください。



(食品保健課 ☎364-3188)

10月1日(水)から新しい植木火葬場の供用を開始します

植木火葬場の建て替え工事が完了し、新しい火葬場の供用を開始します。1日の火葬件数は4件(午前2件・午後2件)です。火葬予約は9月24日(水)午前9時から斎場予約システム(https://kumamotoshi-saijo.jp/)で受け付けます。



(健康福祉政策課 ☎328-2340)

浄化槽管理者の3つの義務について

浄化槽を使用する方は、①保守点検②清掃③法定検査を実施することが義務付けられています。浄化槽の機能を正常に保つためにも、以下の表のとおり、適切に維持管理しましょう。

	保守点検	清掃	法定検査
合併	1回/2か月	1回/年	1回/年
単独	1回/1か月	1回/年※	

合併…合併処理浄化槽
単独…単独処理浄化槽
※全ばっ気型は半年に1回清掃が必要です。

(浄化対策課 ☎328-2366)

秋の町内一斉清掃について

期10月26日(日)
町内自治会ごとに一斉清掃が実施されます。
ごみの排出場所や実施時間等については、お住まいの町内自治会にお尋ねください。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

時午前8時半～午後5時(土日祝・年末年始を除く) 場区役所生活自立支援センター(中央・東・南区役所) ※西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談を行っています。センターまで電話ください。対家計管理がうまくいかず生活が苦しい方、家賃が払えないなどで住まいについてお困りの方、仕事が見つからない方など 申中央(☎328-2795)、東・北(☎367-9233)、南・西(☎358-5571)
(保護管理援護課 ☎328-2299)

生活保護の申請は国民の権利です

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずにお近くの区役所保護課へ相談ください。

(保護管理援護課 ☎328-2299)

わんにゃん相談コーナー(犬猫の健康・病気)

無料

日10月15日(水)午前10時～正午 場市動物愛護センター 内犬・猫の健康、病気について 師開業獣医師 対犬・猫の飼い主(ペット同伴不可) 定10組(応募多数の場合は抽選) 申10月8日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ(市動物愛護センター ☎380-2153)

犬の飼い主変更・引っ越し、犬の死亡の場合は手続きを

引っ越しで犬の所在地が変わった、譲渡で犬の飼い主が変わったなど、登録情報が変わった場合は、変更後30日以内に変更届を提出してください。引っ越しの手続きは、転入や市内間転居の場合は市動物愛護センター、転出の場合は転出先の市町村へ。

また、犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要です。

(市動物愛護センター ☎380-2153)



飼い主のいない猫との関わり方

「かわいい」「かわいそう」という感情だけでノラ猫にエサをあげると、周囲にさまざまな悪影響が出てきます。お世話をする場合は次の3つの事を守り、近所に迷惑をかけないようにしましょう。

- 不妊去勢手術をする
猫は生後半年くらいで子猫を産めるようになり、年2～3回出産します。エサだけあげていると、あっという間に数が増えてしまいます。
- エサはきちんと管理し、食べ残しを片付ける
エサを置きっ放しにしておくと、エサを目当てに、カラスやタヌキなどの野生動物が集まってきたり、害虫が発生したりします。
- トイレの設置・掃除、周囲の清掃をする
トイレを設置しこまめに掃除することで、周囲へのふん尿被害を減らしましょう。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

10月は「明るい選挙推進強調月間」です

明るくきれいな選挙を実現するためには、選挙制度を正しく理解し、代表者にふさわしい人を選ぶための正しい目をもつことが大切です。
■次のような行為は、法律で禁止されています。



マイナンバーカードセンター(大劇会館)、マイナンバーカード東区サテライト(サンピアン)の休業・開業日について(10月)

- ・10月19日(日)は、システムメンテナンスによる休業日です。
- ・その他の休業日は、市のホームページ「休業・開業日カレンダー」に掲載しています。

問い合わせ先 マイナンバーカードコールセンター(☎277-1869)



(戸籍住民課 ☎328-2067)

政治家や政治家の関係団体・後援団体の寄附、政治家に対する寄附の勧誘・要求、政治家の時候のあいさつ状送付、政治家や後援団体のあいさつを目的とする有料広告の掲載
【寄附の例】病気見舞い、地域の運動会などへの飲食物の差し入れ、入学祝・卒業祝・お中元やお歳暮など(選挙管理委員会事務局 ☎328-2771)

全国都市交通特性調査にご協力ください

国土交通省では、全国の都市交通の特性や経年変化を把握するため、人の動きに関する交通実態調査を実施します。対象世帯へ調査票を郵送しますので、協力をお願いします。(調査主体：国土交通省九州地方整備局広域計画課)
期10月上旬～11月中旬 内平日・休日のある1日に、「どんな目的でどこに移動したか」などのアンケート調査 対無作為抽出された約2,600世帯 ※アンケートに関する問い合わせは、調査実施本部(☎0120-306-678)へお願いします。
(都市政策課 ☎328-2502)

【法人向け】市場公募債(熊本市グリーン／ブルーボンド)を発行します

期【起債時期】10月以降 内発行予定額：50億円／償還条件：10年満期一括償還／購入単位：1,000万円から1,000万円単位 対法人向け(個人投資家向けの取り扱いはありません) 取扱金融機関など詳しくは、市ホームページへ。
(財政課 ☎328-2085)

水辺写真展作品募集

内市内各所の水辺を撮影した写真を募集。優秀作品には当館より通知
【テーマ】水辺の風景写真
【展示場所】水の科学館(来年2月28日(土)まで館内掲示)
申11月30日までに、住所、氏名、電話番号、撮影場所、タイトルを書いて持参または郵送で〒861-8064北区八景水谷1丁目11-1水の科学館へ ※カラープリント2L～A4サイズにプリントしたもので修正加工・合成作品は不可。未発表のオリジナル作品に限る。一人3作品まで。
【表彰式】来年1月12日(月・祝)(予定)(水の科学館 ☎346-1100)

くまもと花博2025ボランティア募集

期花博期間(11月15日(土)～24日(月・振替休日))とその前後のイベントのうち、参加可能な日 場花博会場(街なかエリア、水辺エリア(水前寺江津湖)



公園一帯)、まち山エリア(託麻三山一帯)) 内花装飾の製作・メンテナンス、会場案内等 申QRコードから申し込み
(花とみどり協働課 ☎328-2352)



樹木剪定講習

無料

日11月4日(火)～5日(水)午前10時～午後4時 場職業訓練センター 内樹木の性質、整枝方法の知識・技能の習得 対60歳以上の健康な方 定10人(抽選) 申10月22日までに連合会ホームページ申し込みフォームまたは申込書(シルバー人材センター・ハローワークなどに設置)にて申し込み 内熊本県シルバー人材センター連合会(☎312-3310)
(高齢福祉課 ☎328-2963)



スマホ教室の講座申し込み受け付け中

無料

日11月10日(月)・13日(木)・17日(月)(全3回)午前10時～1時間半程度 場市高齢者技能習得センター 内スマホの使い方がわからないとお悩みの方に向けた教室。詳しくは、市シルバー人材センターホームページへ。その他、パソコン教室等、他講座も開催中 対本市に住む60歳以上の方 定10人程度(抽選) 申10月31日までに、電話、ファクス(325-7616)、持参または郵送で〒860-0073西区島崎4丁目2-95市高齢者技能習得センター(☎325-7616)へ。その他、パソコン教室等、他講座も開催中。詳しくは、市シルバー人材センターホームページへ
(高齢福祉課 ☎328-2963)



消費生活地域見守りサポーター養成講座 受講生募集

無料

	Aコース	Bコース
日時	11月11日(火)午前9時半～正午	11月19日(水)午前9時半～正午
内容	家電製品の安全な使い方(火災防止)	消費者詐欺の手口と警察の取り組み
講師	日本電機工業会	熊本県警
【A、Bコース共通】		
内容	消費者トラブル相談事例など	
講師	消費生活相談員	

※A、Bコースの両方に申し込みできます。
場中央公民館6階 対本市に住む方 定各50人(先着順) 申10月6日～28日に電話(☎334-1500)またはホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ
(消費者センター ☎353-5757)



市役所などで通話録音とアナウンスを始めます

電話対応をはじめ、行政サービスの質の向上を図るため、通話の録音と自動アナウンスを始めます。市役所などに電話をかけると、録音を知らせるアナウンスが流れた後、電話がつながり録音が始まります。市役所などから発信した電話はアナウンスが流れず、録音が始まりますのであらかじめご了承ください。

■11月1日から通話録音を開始する部署

市役所本庁舎(中央区役所含む)、市役所別館(生活安全課など)、SPring熊本花畑町(教育委員会、熊本城総合事務所など)、住友生命熊本ビル(農業委員会、選挙管理委員会など)内の部署

■12月1日から順次通話録音を開始する部署

東・西・南・北区役所内の部署、まちづくりセンター、土木センター
※その他の部署についても今後導入を進める予定です。

問い合わせ 通話録音とアナウンスについて 管財課(☎328-2100)
カスタマーハラスメント対策について 総務課(☎328-2092)



【カスタマーハラスメント対策】

